

議案第24号

基山町税条例の一部改正について

基山町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月14日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町税条例の一部を改正する条例

基山町税条例（昭和24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条中「基山町公告式条例」を「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を基山町公告式条例に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を本町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）により、デジタル社会の進展に対応し、公示送達の実効性を高め、送達を受けるべき者が公示の存在を了知する機会を増やす措置を講じるため、基山町税条例を改正する必要がある。

令和8年5月14日原案可決